

練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱

平成31年3月29日

30練都建第1256号

目次

第1章 総則（第1条、第2条）

第2章 建築に伴う狭あい道路等の拡幅整備に関する事前協議（第3条―第12条）

第3章 その他の協議（第13条、第14条）

第4章 雑則（第15条―第17条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、区民および事業者等の理解と協力のもとに、建築に伴う狭あい道路等の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、もって安全で快適な災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

(2) 条例 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）をいう。

(3) 狭あい道路 つぎに掲げる道路または道のうち、当該道路もしくは道の幅員またはすみ切りが確保されていないもの（都道または特別区道に該当するものであって、当該道路もしくは道の幅員またはすみ切りが敷地構成図または公共用地管理区域図において確保されているものを除く。）をいう。

ア 法第42条第1項第3号の規定による道路

イ 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路

ウ 法第42条第2項の規定による道路

エ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり関係権利者が協定を締結した道

オ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が公衆用通路として認定した道

カ 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可に当たり特定行政庁が指定した区有通路

(4) 狭あい道路等 狭あい道路および条例第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分の土地をいう。

(5) 特別区道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定による特別区道をいう。

(6) 区有通路 練馬区有通路条例（平成15年10月条例第40号）第3条の規定による道をいう。

(7) 道 法第42条第1項および第2項の規定による道路以外で舗装がされており、一般の

交通の用に供されている土地

- (8) 後退線 狭あい道路において、第3号アからウまでの道路の境界線および条例第2条第1項の規定により道路状に整備をする二等辺三角形の底辺となる線をいう。
- (9) 後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、後退線との間にある土地をいう。
- (10) 拡幅整備 後退用地を道路状に整備するために必要な工事をいう。
- (11) 建築 法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (12) 建築主 狭あい道路に接して建築をする法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (13) 事業者等 つぎに掲げる者をいう。

ア 建築主

イ 法第2条第11号に規定する工事監理者

ウ 法第2条第17号に規定する設計者

エ 法第2条第18号に規定する工事施工者

オ 後退用地の所有権者および借地権者（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第2号に規定する借地権者（同法附則第6条の規定によりなお従前の例によるとされる借地権を有する者を含む。）をいう。以下同じ。）

第2章 建築に伴う狭あい道路等の拡幅整備に関する事前協議

（狭あい道路等の拡幅整備に関する事前協議）

第3条 建築主は、第1号または第2号に掲げる行為（前条第3号アからウまでに掲げる狭あい道路に接する敷地に係るものに限る。）のいずれかを行おうとする場合には、その1か月前までに、区長に狭あい道路等拡幅整備事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を提出し、区長と狭あい道路等の拡幅整備に関する協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。ただし、第13条第2項の規定による協議が整い、その敷地の形状に変更がない場合は、この限りでない。

- (1) 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築確認を受けるための書類の提出

2 事前協議は、後退用地を道路状に整備し一般交通の用に供するため、つぎに掲げる事項について行うものとする。

- (1) 後退用地の範囲に関すること。
- (2) 第6条に規定する後退用地の公共使用に関すること。
- (3) 第10条に規定する後退用地の拡幅整備に関すること。
- (4) 第15条に規定する区の支援に関すること。
- (5) 後退用地の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

3 事前協議書には、つぎに掲げる書類および図面等を添付するものとする。

- (1) 案内図（縮尺2,500分の1程度）および公図の写し

- (2) 登記事項証明書（内容が最新のものに限る。以下同じ。）またはこれに代わる書類の写し
- (3) 狭あい道路および狭あい道路に接する敷地の現況図ならびに横断面図
- (4) 後退用地の求積図
- (5) 後退用地の拡幅整備の内容を示した図面
- (6) 練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金交付要綱（平成30年3月22日29練都建第1247号。以下「助成要綱」という。）第2章の規定に基づく助成を受けようとする場合の助成金対象項目、数量および見積書の写し
- (7) 条例第2条第1項の規定により建築制限を受ける土地またはすみ切りの面積および個所数（助成要綱第5章の規定に基づく奨励を受ける場合であって助成要綱第2章の規定に基づく助成を同時に受ける場合に限る。）
- (8) 道路または道としなければならない部分の土地の面積（助成要綱第6章の規定に基づく奨励を受ける場合であって助成要綱第2章の規定に基づく助成を同時に受ける場合に限る。）
- (9) 協議概要書（第2号様式）
- (10) 建築主が代理人を定める場合にあっては、委任状（第3号様式）
- (11) その他区長が必要と認める書類

（後退線の明示等）

第4条 前条の規定により事前協議を開始した建築主は、現地に後退線を明示しなければならない。

- 2 区長は、前条第2項第1号に掲げる事項について協議するに当たり、狭あい道路の中心線および後退線を確認し、必要と認めるときは、建築主に対して現地での立会いを求め、前項の規定により明示された後退線の位置および前条第3項に規定する書類および図面等の補正を求めることができる。

（事前協議の終了）

第5条 第3条第2項各号に掲げる事項について事前協議が整った場合には、区長は、当該建築主との間で、事前協議合意書（第4号様式）を取り交わすものとする。この場合において、当該合意書には、協議概要書（第2号様式）を添付するものとする。

- 2 建築主は、前項の規定による事前協議が成立した後に後退用地の権利の変動を伴う行為をしようとする場合には、当該変動により当該権利を承継する相手方に対し、前項の事前協議により生ずる建築主の責務を承継させなければならない。

（後退用地の公共使用）

第6条 後退用地は、事前協議に基づき、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により管理する。

- (1) 後退用地が特別区道または区有通路に接する場合で、区が当該後退用地の所有者より所有権を寄附により取得したとき 当該後退用地を当該特別区道または区有通路の区域に編入し、区が管理する。
- (2) 後退用地が特別区道に接する場合で、事業者等が当該後退用地を分筆の上、当該後退

用地の所有権者が当該拡幅用地に地上権を設定することに承諾をしたとき 当該後退用地を当該特別区道の区域に編入し区が管理する。

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 当該後退用地の建築主、所有権者または借地権者が管理する。

2 前項第1号の規定により区が所有権を取得する場合には、当該寄附の対象となる後退用地は、地上権その他当該所有権の自由な行使を制限する権利および抵当権その他担保物権が付いていないものであることを要する。

(後退用地の公共使用に伴う手続)

第7条 事前協議により成立した内容に基づき、建築主または当該後退用地の所有権者は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号の規定に該当する場合 つぎに掲げる書類

ア 練馬区公道化促進等実施細目（昭和62年5月29日練土管発第114号。以下「実施細目」という。）第3条第1項に規定する寄附申出書

イ 登記承諾書

ウ 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ 資格証明書または代表者事項証明書（法人の場合に限る。発行日から3か月以内のもの。）

(2) 前条第1項第2号の規定に該当する場合 つぎに掲げる書類

ア 実施細目第3条第1項に規定する地上権設定申出書

イ 登記承諾書

ウ 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ 資格証明書または代表者事項証明書（法人の場合に限る。発行日から3か月以内のもの。）

2 区長は、前項各号に規定する書類のほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(拡幅整備等の施行者)

第8条 第6条第1項第1号の規定に該当する場合は、区が当該後退用地の測量、分筆、所有権移転登記および拡幅整備を行う。

2 第6条第1項第2号に該当する場合は、区が当該後退用地の地上権設定登記および拡幅整備を行う。

3 第1項および前項の拡幅整備を行うために必要な後退用地内の建築物、工作物、埋設物等の支障物の移設または撤去工事（以下これらを「移設工事等」という。）は、建築主が行うものとする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、建築主がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、建築主が拡幅整備および移設工事等を行う。

(1) 国、地方公共団体またはこれに準ずる団体

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に定める都市施設で同法第59条に規定す

る都市計画事業の認可または承認がなされ、当該事業の実施が明確となっている事業区域内の土地の権利者および当該事業を施行する者

- (3) 都市計画法第12条に規定する市街地開発事業が完了した区域内の土地の権利者
- (4) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者
- (5) 練馬区まちづくり条例（平成17年12月条例第95号）別表第1または練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）別表第1に定める公共施設および公益的施設の整備の基準（開発区域に接する道路の項に定める基準に限る。）により整備を行う者

5 第6条第1項第3号の規定に該当する場合は、建築主が拡幅整備および移設工事等を行うものとする。ただし、つぎの各号のいずれにも該当する場合で、後退用地の所有権者が区長に狭あい道路等の拡幅整備承諾および依頼書（第5号様式）により拡幅整備を依頼したときは、区が拡幅整備を行うものとする。

- (1) 第5条第1項の規定に基づく事前協議合意書が取り交わされていること。
- (2) 拡幅整備に要する費用が区の予算の範囲内であること。
- (3) 建築主が前項に掲げる者および宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者でないこと。ただし、つぎに掲げる場合を除く。
 - ア 練馬区防災まちづくり事業実施要綱（令和2年3月6日1練都推第10274号）第4条第3項の規定により指定された狭あい拡幅促進路線に接する300平方メートル未満の敷地において練馬区まちづくり条例第2条第3号に規定する開発事業を行う場合
 - イ 狭あい道路等に接する敷地において、自己が使用する目的で建築物を建築する場合
- (4) 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定または同項第2号の規定に基づく許可を要しない土地の場合
- (5) 建築計画または土地の境界等に係る紛争が生じていないこと。
- (6) 狭あい道路の所有権者から書面で区が狭あい道路および後退用地を通行および使用ならびに拡幅整備することについて承諾が得られていること。
- (7) 後退用地の所有権者が拡幅整備により設置された施設の管理を引き継ぎ、道路として維持管理し、一般の交通に用に供することについて承諾していること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、区長が狭あい道路等の拡幅整備をすることが有効であると認められるものであること。

（拡幅整備の内容）

第9条 前条第1項、第2項および第5項ただし書きに規定する拡幅整備は、後退用地が接する狭あい道路と同等程度の形質に整備するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

（拡幅整備に関する手続）

第10条 第8条第5項本文に規定する拡幅整備を行う建築主は、当該拡幅整備が完了したときは、速やかに拡幅整備完了届（第6号様式）に当該拡幅整備の完了を示す写真を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の完了を確認したときは、自主整備完了確認書（第7号様式）を建築主に

式)」とあるのは「任意の協議合意書（第4号様式）」と、「事前協議書」とあるのは「任意の協議書」と、第11条第1項中「事前協議合意書」とあるのは「任意の協議合意書」と、「事前協議内容変更協議書（第10号様式）」とあるのは「任意の協議内容変更協議書（第10号様式）」と、同条第4項中「事前協議合意書」とあるのは「任意の協議合意書」と、第12条第1項中「事前協議中止届（第11号様式）」とあるのは「任意の協議中止届（第11号様式）」と読み替える。

第4章 雑則

（区の支援）

第15条 区長は、建築主および拡幅関係者に対し、助成金および奨励金交付要綱による助成金および奨励金の交付その他必要な支援を行うことができる。

2 前項の規定は、第8条第4項の規定に該当する場合には、適用しない。

3 第1項の支援を受けようとする建築主および拡幅関係者は、別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（書類の閲覧）

第16条 区長は、第5条第1項または第14条の規定に基づき取り交わした事前協議合意書のうち、建築主から同意を得られた情報について閲覧または複写を交付することができるものとする。

2 区長は、前項の閲覧をする者が協議概要書を汚損しまたはき損した場合には、当該閲覧を中止させることができる。

3 閲覧日は、練馬区の休日を定める条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項に規定する日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 閲覧場所は、練馬区都市整備部建築課とする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、平成31年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に第3条第1項各号に掲げる行為を行うための手続を行っている者については、この要綱を適用しない。

付 則（令和3年3月29日2練都建第761号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する事前協議または任意の協議に関して行った手続その他の行為は、この要綱の相当規定により練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する事前協議または任意の協議に関して行った手続その他の行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

建築主 住所
氏名 印
電話番号

狭あい道路等拡幅整備事前協議書

練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、
同条第3項に掲げる書類を添付して、下記のとおり協議します。

1 土地の所在地

- (1) 住居表示：練馬区 丁目 番 号
(2) 地名地番：練馬区 丁目 番

2 前面道路の種別および形状等

- (1) 道路の分類
(区道・区有通路・私道・その他 ())
- (2) 法上の種別
(法第42条第1項第 号・法第42条第2項・その他 ())
- (3) 狭あい道路の形態
ア 形態：(通り抜け・行き止まり)
イ 舗装種類：(アスファルト舗装・その他 ())
ウ L形側溝等排水施設：(有・無)
エ 境界確定：(済・未)

3 後退用地

- (1) 現況幅員
(メートル～ メートル)
- (2) 後退用地
(面)
- (3) 後退面積
ア 後退面積：(平方メートル)
イ すみ切り面積：(平方メートル)

ウ 条例第2条の空地の面積：(平方メートル)

4 建築工事等予定時期

- (1) 着手：(年 月 日)
- (2) 完了：(年 月 日)
- (3) 外構工事：(年 月 日)

5 協議内容

- (1) 協議に伴う行為の種別
(建築確認・指定確認検査機関への書類提出・その他 ())
- (2) 整備および管理の方法
 - ア 後退用地
(寄附・地上権の設定・自主整備・その他 ())
 - イ 条例第2条の空地
(寄附・地上権の設定・自主整備・その他 ())

6 助成を求める項目

(有 別紙のとおり・無)

7 同意書

要綱第(第5条第1項・第14条)の規定に基づく事前協議合意書が取り
交わされた場合、事前協議合意書のうち、協議概要書(第2号様式)を近隣
建築等の調査の参考資料として公開(閲覧または複写の交付)することにつ
いて同意します。

建築主

氏名

印

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入して
ください。

第2号様式（第3条関係）

協議概要書

建築主 拡張関係者	フリガナ 氏名 住所	〒 電話
土地所在地	住居表示 地名地番	練馬区 練馬区
狭あい道路 等である 前面道路の 分類および 後退用地	道路の種類 法上の分類	1 特別区道 2 区有通路 3 その他（ ） 1 法第42条第1項第3号 2 法第42条第1項第5号 3 法第42条第2項 4 東京都建築安全条例第2条 5 その他（ ）
	後退用地の有無 すみ切りの有無	1 有（ 面） 2 無 1 有（ 箇所） 2 無
建築工事 予定工期	着手： 完了：	年 月 日 年 月 日 整備工事予定時期： 年 月
協議事項	整備および 管理方法 助成を求め る項目	1 寄附し、区が整備、管理する。 2 地上権を設定することを承諾し、区が特別区道に編入する。 3 建築主が自ら整備、管理する。 4 その他（ ） 1 工作物の撤去または移設 2 埋設物の移設 3 工作物の新設 4 樹木の伐採、伐根または移植 5 樹木または生垣 6 障壁 7 設計図書の作成 8 その他（ ）
※事前協議 の合意書の 合意日番号	年 月 日付け 第 号	※受付番号 ※受付年月日
協議内容変 更報告受付	年 月 日	

注意 1 建築主、拡張関係者の欄は該当する方を○で囲み、法人の場合は、その事業所の所在地、
名称および代表者の氏名を記入してください。

2 ※欄は、記入しないください。

案内図（付近見取図）

・方位（北を上）、道路および目標となる地物を明示してください。
後退用地の横断面図（既存および完成後）

・区に整備を依頼する場合は、完成後の想定断面図を記入してください。

拡幅境界線および整備対象区域の範囲を示した図

- ・縮尺、方位（北を上）、整備対象区域の存する敷地の境界杭等の位置および形状、整備対象区域の存する敷地と接する道路の路面状況と幅員（ます、両隣と建築主の反対側の敷地の隣等）、高低差および街路灯・電柱を記入してください。
- ・側溝、塀、その他除却されない構造物を記入してください。
- ・幅員が一定でない場合は幅員が変わるごとに記入してください。

第3号様式（第3条関係）

委任状

私は、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱に基づく下記の土地に係る狭あい道路等の拡幅整備に関する協議について、つぎの者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

受任者

住所

氏名

電話

記

土地の所在

住居表示

地名地番

委任事項

- 1 狭あい道路等の拡幅整備に関する協議に係る申請の申請の手続（変更、中止を含む。）に関する一切の件
- 2 その他（ ）

練馬区長 宛て

建築主（委任者）

住所

氏名

電話

印

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

事前協議合意書

年 月 日付けで協議のあった狭あい道路等拡幅整備事前協議について、練馬区と建築主の間で協議した結果、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり本合意書を取り交わします。

記

- 1 土地の所在地
住居表示
地名地番
- 2 合意内容
別紙のとおり

年 月 日

練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区長

建築主
住所
氏名

印

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

土地所有権者 住所
氏名 実印
電話番号

狭あい道路等の拡幅整備承諾および依頼書

練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第5項ただし書の規定に基づき、狭あい道路の拡幅整備を練馬区に依頼したいので、下記の土地が接する私道の土地所有者の承諾書を添えて下記のとおり申請します。

要綱第8条第5項第7号の規定により、拡幅整備により設置された施設は管理を引き継ぎ、道路として維持管理するとともに、道路として一般の通行の用に供することを承諾致します。

記

1 土地の所在

(1) 住居表示 練馬区 丁目 番 号
(2) 地名地番 練馬区 丁目 番

2 添付図書

- (1) 公図
- (2) 私道の土地所有者の要約書
- (3) 関係権利者の承諾書
- (4) 印鑑登録証明書

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

※ 土地所有権者が複数の場合は、連名で依頼をしてください。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

建築主 住所
氏名
電話

拡幅整備完了届

狭あい道路等拡幅整備が完了しましたので、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 事前協議 年 月 日付け 第 号
- 2 土地の所在地
住居表示 練馬区
地名地番 練馬区
- 3 添付書類
整備工事完了写真（撮影日 年 月 日）

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

※ 整備工事完了後の標示をした場合は、近景と遠景を撮影してください。

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

練馬区長

自主整備完了確認書

年 月 日付けで提出のありました、狭あい道路の等の拡幅整備について、確認をいたしましたので、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、確認書を交付します。

記

- 1 事前協議 年 月 日付け 第 号
- 2 土地の所在地
住居表示 練馬区
地名地番 練馬区

第 8 号様式 (第 10 条関係)

第 年 月 日

様

練馬区長

拡幅に係る施設の引渡書

年 月 日付けで依頼のありました拡幅整備について、工事が完了したので、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり整備した施設を引き渡します。

また、施設をご確認の上、拡幅に係る施設の受領書 (第 9 号様式) を提出してください。

記

1 土地の所在

- | | | | | |
|----------|-----|----|---|---|
| (1) 住居表示 | 練馬区 | 丁目 | 番 | 号 |
| (2) 地名地番 | 練馬区 | 丁目 | 番 | |

2 引渡し日

年 月 日

3 引渡しをする施設

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 舗装 | 平方メートル |
| (2) L 形側溝 | メートル |
| (3) 汚水枿 | 箇所 |
| (4) 雨水枿 | 箇所 |

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

土地所有者 住所
氏名 実印
電話番号

拡幅に係る施設の受領書

年 月 日付け 第 号にて引渡しのあった施設について、事前協議合意書のとおり支障なく施設が設置されていることを確認し、受領しました。よって、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第10条第4項の規定により、受領書を提出します。

また、引渡しのあった施設については、道路として維持管理いたします。

記

1 土地の所在

(1) 住居表示 練馬区 丁目 番 号
(2) 地名地番 練馬区 丁目 番

2 引渡しを受けた日

年 月 日

3 引渡しを受けた施設

(1) 舗装 平方メートル
(2) L形側溝 メートル
(3) 汚水枡 箇所
(4) 雨水枡 箇所

第 10 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

建築主 住所
氏名 印
電話

事前協議内容変更協議書

年 月 日付け 第 号で成立した事前協議について、下記のとおり事前協議合意書の内容を変更したいので、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、協議します。

記

- 1 土地の所在地
住居表示
地名地番
- 2 変更内容

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

第 11 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

練馬区長 宛て

建築主 住所
氏名 印
電話

代理人 住所
氏名 印
電話

事前協議中止届

年 月 日付け 第 号で提出した（狭あい道路等拡幅整備の事前協議書・事前協議内容変更協議書）に基づく協議は、下記の理由により、練馬区狭あい道路等の拡幅整備等に関する要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき中止します。

記

- 1 土地の所在地
住居表示
地名地番
- 2 土地の所有者
住所
氏名
- 3 中止する理由

※ 法人の場合は、その事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記入してください。

参考様式
練馬区長 様

道路の通行および使用ならびに拡幅工事の承諾書

私（以下「甲」という。）は、練馬区（以下「乙」という。）が甲の所有する下記1の土地（以下「甲の所有する土地」という。）を通行および使用し、道路を拡幅する工事を行うことについて、つぎのとおり承諾したので、その証として署名捺印の上、本書を提出します。

第1条 甲は、乙が道路を拡幅するため、甲の所有する土地を通行および使用することについて、つぎの各号のことを承諾します。

- (1) 乙および乙が発注する工事の請負者（以下「丙」という。）が甲の所有する土地を無償にて通行および使用すること。
- (2) 丙の工事車両等が甲の所有する土地を無償にて通行および使用すること。

第2条 甲は、乙が道路を拡幅するため、甲の所有する土地においてつぎの各号のことを承諾します。

- (1) 堀が項の所有する土地内の道路排水施設及び舗装を撤去、移設または新設すること。
- (2) 丙が甲の所有する土地内を掘削し、埋設物を埋設すること。
- (3) 丙が甲の所有する土地内を舗装すること。

第3条 甲が本件地を第三者に譲渡する場合も、本承諾書の承諾内容を第三者に引き継ぐものとします。

第4条 甲は、乙が道路を拡幅するため、下記2の土地所有者（以下「丁」という。）が練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱第8条第5項ただし書きの規定に基づく依頼書を提出することを承諾します。

第5条 甲は、乙および丙が第4条の規定に基づく依頼により設置した道路施設を、丁が引き継ぎ、道路として維持管理するとともに、道路として一般の通行の用に供することを承諾します。

記

1 甲の所有する土地

地名地番 練馬区 丁目 番

2 丁の所有する土地（道路を拡幅する土地の所在）

(1) 地名地番 練馬区 丁目 番

(2) 住所 氏名

(3) 建築主（拡幅整備関係者）氏名

年 月 日

(甲) 住 所
氏 名

印